|  |
| --- |
| 第〇種区画漁業権行使規則（案） |

令和　年　月策定

〇〇漁業協同組合

○○漁業協同組合

〇区第○号第１種区画漁業権行使規則

　（目的）

第１条　この規則は、○○漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する〇区第○号第１種区画漁業権（以下「〇区○号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

※複数の漁業権の行使規則を一本化する場合は、次のとおりとすること

第１条　この規則は、〇〇漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する下記の漁業権の管理及び行使に関する必要な事項を定めることを目的とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 漁業権番号 | 漁業の種類及び名称 |
| 〇区第〇号 | 第〇種〇〇〇養殖業 |
| 〇区第〇号 | 第〇種〇〇〇養殖業 |
| 〇区第〇号 | 第〇種〇〇〇養殖業 |

　（組合員行使権を有する者の資格）

第２条　〇区○号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 漁業の名称 | 資　　　　　　格 |
|  |  |

２　前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

３　前２項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第１項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

　（権利の譲渡等の禁止）

第３条　前条第１項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

　（漁業の方法等）

第４条　次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる水産動植物ごとに、ウ欄に掲げる漁業の方法により、エ欄に掲げる養殖施設の規模（台（さく）数等）の範囲内において、オ欄に掲げる区域内及びカ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、養殖施設の規模（台（さく）数等）、区域又は期間を制限することができる。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア | イ | ウ | エ | オ | カ |
| 漁業の  名称 | 水産動植物 | 漁業の  方法 | 養殖施設の規模  （台（さく）数等） | 区域 | 期間 |
|  |  |  |  |  |  |

２　前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、養殖の規模（台（さく）数等）、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

３　理事が第１項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

　（行使の内容たるべき事項の決定）

第５条　理事は、第２条に規定する漁業を営む者、行使区域、行使期間その他、〇区○号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

２　理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

　（勘案事項）

第６条　理事は、前条第１項に基づき第２条に規定する漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

　一　その者の当該漁業に対する生活依存度

　二　その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度

　三　その者の当該漁業の経営能力

　（組合員行使権の行使状況等の報告）

第７条　第２条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの養殖施設数、生産量及び生産金額について、毎年○月末までに、組合に報告しなければならない。

　（漁業権管理費の負担）

第８条　〇区○号の内容となっている漁業を営む組合員は、〇区第○号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

２　行使料の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁　業　の　名　称 | 水　産　動　植　物 | 単　位 | 行　使　料　の　額 |
|  |  |  | 円 |

３　行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければない。

　（違反者に対する措置）

第９条　〇区○号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に〇区○号の行使をさせないことができる。

２　〇区○号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

　（雑則）

第10条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。